



2022年3月15日

各位

会社名 ウェルビングループ株式会社
(コード番号 7136 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 玉置 義議
問合せ先 取締役副社長 板倉 公洋
TEL 04-2951-6233
URL <https://www.wellbingroup.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月15日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について2022年3月30日開催の第3回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款一部変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 変更案第18条は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (3) 変更案第19条は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、条数の繰り下げを行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 内容の変更内容は次のとおりであります(下線部分は変更箇所を示しています)。

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 18 条当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>
現行定款	変更案
(第 19 条以下、条数繰り下げ)	<p>(書面交付請求株主に対する交付書面の範囲限定)</p> <p><u>第 19 条当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 現行定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 18 条 (電子提供措置等) 並びに第 19 条 (書面交付請求株主に対する交付書面の範囲限定) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上